

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、札幌市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成 15 年条例第 33 号）第 7 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和 5 年 3 月 28 日

札幌市長 秋元 克広

記

- 1 指定管理者の名称
札幌市中央区旭ヶ丘 5 丁目 6 番 5 1 号
社会福祉法人 札幌慈啓会
理事長 太田 眞琴
- 2 管理を行わせる施設の名称及び位置
札幌市拓寿園（札幌市北区屯田 7 条 7 丁目）
- 3 管理を行わせる期間
令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで
- 4 管理業務の範囲
 - (1) 統括管理業務
 - (2) 施設の維持及び管理に関する業務
 - (3) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 6 に規定する目的のために行う事業（食事の提供を除く。）の計画及び実施に関する業務
 - (4) (1)～(3)に掲げる業務に付随する業務